

平和的な生業を営んでいた日本人は全部引揚げさせられ、日産は国有財産と公有財産ばかりでなく、かれらの努力で平和に蓄積された私有財産までが、すてに事実上接収されており、平和條約はこれを確認するであろうと思われる点である。朝鮮地在住の文民及びその私有財産に対するかような待遇は、今日までの国際慣例に類のない苛酷なものといえる。是非とも今少し公正な人道的な考慮を、私有財産の処分について、加えられるよう日本人が念願するのは無理ではあるまい。

最後に、朝鮮地における日本の国有、公有、私有財産の処分に ついて規定される場合には、これらの財産は 逐かに朝鮮地に關する一切の対日請求権を償つてはるか余りあるものであるから、財産の接収に加えて各個の公私の債務（公債、恩給、社債、保険、私的債務、通貨など）について日本の公私の分担を追求しないようにされたい。

この解決方法は、竹と阿に述べた事情を考慮されるならば、決して衡平を失したものでなく、むしろ簡單明快にワンス、アンフ、フオア、オールに解決することができて、後日の紛争の種を除くものであることが理解されるであろう。又経済的にみても、そうしないので、公私の各請求権を政府、法人又は個人に追求することを認めるならば、これは日本の負担能力をはるかに超え、日本の経済自立はいよいよ難しくなるであろう。

貿易

日本の経済は、戦前最も繁栄していた時期においてすら、国内の資源のみではその人口を扶養できず、諸外国との経済交流に依存する度合が大きかつた。ところが、戦争の結果によつて、この對外依存度は大巾に増加している。従つて、世界の貿易關係に參加する必要が最も痛切に感じられるのである。このことは、今日連合國によつて広く認められてきているようであり、われわれとして

きものである。連合国がかよりな声に左右されてわが経済に対し
て制限を設けるよりなことを考えられたいように希望したい。

この文書の冒頭にも言つたように、民主政治確立には国民の経
済生活の安定と向上とが、裏付として、不可欠である。今日、極
東地域の政情は極めて不安定である。この地域において民主政治
と共産政治との両勢力は相激突して同地域に国をなしている各民
族の心をとらえようと競い合つてゐる。この裡に、日本は、民主
的を平和愛好国としての建設を着実に進めてゐる。日本の民主政
治が確乎たる経済的基礎の上に確立するかどうかは、直接間接と
の地域における各民族国家の態度に影響するところ大であろう。
われわれは、連合国においてどういつた政治的考慮をも加えら
れて、日本の産業水準を考えられ、日本人に自分の努力次第で、
自分の経済生活を安定させ向上しうるように措置せられたいと思
うのである。

経済援助

われわれは、国民経済の安定と復興に全力を挙げて努力してい
るけれども、現在の極めて低い生活水準を維持するためには、
多大の輸入物資を必要としている。しかも、輸出代金だけでは、
輸入代金をまかない切れぬ実情である。そして遺憾ながら、他
国からの援助によつてようやく国民経済を支えている現状である。
しかも、最も希望的な観測によつてすら自力で国際收支の均衡を
達成し維持できるようになるには、なお未だ数年を必要とする
とされてゐる。われわれは、それまでの間平和條約後においても
アメリカが引き続きその寛大な経済援助を継続し日本の経済自
立の達成を支持されるよう希望せざるを得ない。われわれとして
は、アメリカの経済援助がいつまでも、従来のように、一般納税
者の負担においてする政府的援助の方式をとることができず、な
るべく早い期間に、民間資本ないし民間技術の導入という方式に

移行する必要があることも万々承知してある。従つて、われわれもその方向への移行に即応するより国内法制の整備その他所要の措置を進めつつある次第である。

対日経済援助に關連しては、産業水準のところて触れたように日本の近接諸國の一部にある種の偏見があることは否めない。それはアメリカが昨日の敵國に対して同盟國に対するより以上に友好的な援助を與えてあるのではないかという見解である。この見解に対するわれわれの気持は、既に述べたとおりである。そこで述べたように、われわれは、ここでも東亞諸國の経済と日本の経済が本質的に有無相通の關係にあり、従つて日本経済の自立と発展とは直接間接東亞諸國の経済の自立と発展とに寄與する關係にあることを指摘したい。この關係は、最近東亞諸國によつてもよりやく広く認められるようになり、日本の工業力の充實が結局これらの地域的一般民生の向上に不可欠の一要因であるとみる傾向

が生じたことは、われわれの心ひそかに欣快とするところである。しかしながら、この点について、われわれの指摘しなければならぬ一つの事實がある。それは、従来日本の経済は中国と密接な關係にあつた。中国は日本商品の上の市場であると同時に日本工業の上の原料供給者でもあつた。東亞における政治情勢の変化は、しかし、もはやかたよりな關係が將來日本との間にそのまま復活するなどは、到底考えられない事象になつてしまつていふことである。その結果、われわれは日本の経済が中国との交易關係が縮小しただけ、他の部面、特に東南アジア地域との關係を伸張させねばならない運命に置かれていふ。幸い、日本経済と東南アジア諸國の経済は典型的な相互補完の關係にあつて、現に太平洋戦争の終末に至るまで、よかれぬしかれこれらの地域とは経済上の密接な協力關係が存在していた。最近アメリカは、世界平和の維持の上から未開發地域の経済開發援助計画に、迅速とともに、

乗り出しておられる。そして、東南アジア地域が同計画の適用の
 対象とされているように国外からの報道は報じている。われわれ
 は、連合国、特にアメリカにおいて、日本との地域との間の貿易
 を盛にし、又は、この地域の開発に日本の工業力をいし、ある種
 の技術を利用することが、日本の経済の復興のみならず、ひいて
 は、この地域の経済の興隆と被爆地のほる住民の生活水準の向上
 に寄與する可能性があることを認識されて、対日援助をひとり日
 本のみの問題とせず広い意味での東南アジア未開発地域への援助
 の一かんとし、考慮されたいことをお願ひ致したい。

6 号ノ内
 2 号

領土問題にたいする基本的立場

(一九五〇、五、三〇)

極秘

除 第 2 回公開

は し が き

一九四五年七月二十六日のポツダム宣言は「日本国の主権は本
洲、北海道、九州、四国及びそれらの決定する諸小島に局限せら
るべし」と明定している。また同宣言は一九四三年十一月二十七
日のカイロ宣言に言及しているが、カイロ宣言は中国の満洲、台
湾及び澎湖島の回復と朝鮮の独立を規定している。

日本政府は、連合国の決定に対し苦情をいふとは思わぬ。況
んやこれを批難しよらんとは思わぬ。われわれが、この文書
を提出するのは、歴史的その他の事実を開陳してこれらの地域と
くに諸小島に対するわれわれの立場を明瞭にすることを許されたい
と願うからである。日本国民の感情と必要とが日本の領土問題
の最終決定に當つて連合国によつて適当に考慮にいれられるよう

切望してやまない。

日本と海外領土

カイロ宣言とヤルタ協定は、日本からは、奪される領土は日本
が「盗取」し、または「暴力と貪欲」若しくは「背信的攻撃」に
よつて略取したものであるよりにいつてある。

われわれは台湾及び樺太の取得、朝鮮の併合または南洋群島の
委任統治受諾に対しかような犯罪的非難を加えられることに対し
反対せざるをえない。日本は、そのどの場合にも当時の国際法及
び慣行に厳に準拠して行動したのであつて、日本の措置はすべて
の列国の承認するところであつた。これら列国間においても同様
な領土の移転は数世紀にわたつて行われたところである。この辺
の事情は平和会議がこれらの地域の譲渡を取り扱う際に念頭にお
してらるべし。

日本は、朝鮮が独立させられ、台湾及び澎湖島が中園に回復されることに異存はない。それは、これらの地域が盗取されたものだからではなくて、時代が変遷してわれわれはもはや住民の意思に反して領土をもとるとは思わないからである。

大西洋憲章は「領土その他の拡張」を求めないことを明にし、また関係人民の自由に表明された意思に合致しない領土の変更を行わないことを唱道する崇高な原則を声明している。日本は、これらの原則に無条件に賛同する。賛同するが故に、日本はソ連に南樺太と千島列島とを與えようとする連合国の決定に承認いたし兼ねるのである。

諸小島

南西諸島

沖縄を含む南西諸島の住民が人種学的に本来の日本人に属することは、考古学的、言語学的的研究によつて疑問の余地なく確立されたところである。これらの島は、七世紀以来日本の宗主権に服していたが、その地理的位置が遠く且つ孤立しているため、地方的特色が生ずるに至り、政治的にも奄美以南の諸島は十二、三世紀から十六世紀までオートノマスの地位を得るに至つた。しかし十七世紀には九州の封建領主の封土に加えられ、そのうち沖縄以南の諸島のみはより広汎な自由を許されていた。明治維新以後は沖縄諸島以南の島々には沖縄県が設置され、他の諸島と全く異なるところのない施政が行われ、その住民は、生活上のすべての点に於いて全く同一の権利を享有した。

一九四〇年における南西諸島の人口は、約八十万であつた。住民は一般に標準日本語を話し書きし、また表立つた場合にはこれを書き。また彼らの日常会話に用いる方言は、文筆構造的にもウオキヤブラリイ的にも日本語に起源をもつものである。彼等の宗教、風俗、習慣も日本本土と同一ないし類似している。

沖縄その他の三十度以南の島が米国の軍政下に置かれて以来、住民は、本土からの永久的分離の可能性について深く憂慮している。かれらはその郷土が来るべき平和條約によつて日本領として確認されることを熱望しており、また、既に連合国においても、この島民の感情を承知されているところであると信ずる。領土処分問題に關し、民衆投票により住民の意思を確かめることは、住民が移転された千島や小笠原諸島については不可能であるが、南西諸島においては容易である。

南西諸島は、主食をはじめ生活必需品の供給を日本本土に仰い

ている。半面これらの島は砂糖その他の亞熱帯性産物並びに特に蠶種及び農産品の品種改良上の極めて重要な便宜を興えるものである。日本は南西諸島の生活維持並びに戦災復興のために全力を盡す用意のあることはもちろんである。

小笠原諸島及び硫黄島

小笠原諸島は十六世紀末日本人によつてはじめて発見された。爾來断続的ながら島の開發事業が行われ、一八七五年公式に日本領土に編入され、東京府の一部となつた。

一九四四年には人口六千二百に達した。その大部分はこの地を家郷とする永住者であつた。外国人は八十名にすぎず、彼らも日

本國籍を取得し、日本人と親しく混在していた。

小笠原群島は、西太平洋における漁業基地として伊豆諸島の南にある唯一のものであり、沿岸捕鯨の基地として特別の重要性を有する。

硫黄諸島は、列国いずれも領有権を主張することなく、十九世紀末まで無人のままでもつた。一八九一年に至つて日本に帰属し、東京府の管轄下に置かれた。爾來日本人が住みつきはじめ、一九四四年には人口千余に達した。小笠原の場合と異り外国系の人はい全然含まれていない。

一九四五年硫黄島は激戦の末米軍に占拠された。降伏後小笠原群島は日本の行政権から分離された。われわれはこれらの西諸島とも日本内地として領有権の保持を切望するものである。これらの諸島の特別使用のために必要があれば、取極を結ぶ用意を有するものである。

むすび

前述したところを要約すれば、日本の領土処分に関するわれわれの立場は、次のように述べることができよう。

われわれは、大西洋憲章の字句と精神に賛同するものである。もはや住民の意思に反して領土を持つとは思わないのであるから、台湾及び澎湖島を中国に返還し、朝鮮を独立させ、南洋諸島の委任統治を放棄することには充分の用意がある。またこの故にわれわれは、内地——すなわち言語的にも人種的にも常に日本のものであつたすべての島を保持することを許されるように希望する。